

**(熊谷組の債権放棄等)**

そして、中央街区組合が有するその他の残債権のうち、回収がある程度見込まれる債権額については、熊谷組へ債権譲渡を行うことで、すべての中央街区組合に係る負債の整理が完了することになります。なお、熊谷組へ債権譲渡される債権の評価額としては、約三億円のもものが一千二百万円程度になります。

このように、特定調停によって、熊谷組も結局、約十五億円の債権放棄を余儀なくされる結果になっています。

**(総論としての責任のあり方)**

結果から見れば、本市の再開発事業の不正流用等による資金不足は、公的支援による公金と、権利者の「アルネ内の財産」のすべてと、熊谷組の債権放棄によって、整理・清算されることで決着がつくことになりました。

しかし、かつて再開発事業の主導的立場であったにもかかわらず、立場が変われば、その陰で法律を巧みに駆使し、自

己破産を申し立てたり、また、四年間及ぶ裁判を起こし、何とかして自分だけは逃れようとした旧(株)大黒屋、(株)木乃久らは、市民的感情として許すわけにはいかないとの思いが、特別委員会委員の一致した気持ちです。

事業に関わった中央街区組合役員及び関係権利者の責任、そして、権利者と開発区域外の物件購入等に関わった関係者の責任、また、デベロッパー・コンサルタントの担当責任者の責任、行政の指導・監督ミス、市議会も流れの中で予算議案に同意してきた責任があると厳しく指摘して責任論の総括といたします。

**十一・百条委員会の「告発」の結果**

平成十七年三月議会において、特別委員会に百条調査権が付与され、同年の四月から、同条の調査権に基づく調査を行いました。結果として、平成十七年八月十日に林泰史氏を「偽証罪」で告発しましたが、偽証罪そのものの「成立」は極めて困難であるようです。それは「事実

と違う証言をしたからといって、直ちに、偽証罪が成立するものではない」という、私たちには到底理解できない法律の解釈があるからです。そもそも、「偽証罪」は、「証人が思っていること、理解していること」を証言したか否かが「罪」として問われるものだということです。

以上のことから、林泰史氏に対する「偽証罪の告発」については、立証は困難であったことを、結果として報告しなければなりません。

百条委員会における林氏の一連の証言については、林氏が「思っている」ことを証言したのではなく、故意に嘘を言っているということを証明するためには、「思っている」ことが「事実と違う」こと、また、違うことがほぼ明らかであることを、客観的に立証することが求められます。

検察庁において、これまで、特別委員会の顧問弁護士との間で何回かの意見交換が行われ、必要な証拠書類の提出も行い、平成十七年十二月十九日には、委員長が、検事と面談し、事情説明を行いました。残念ながら、偽証罪の成立というところまでの立証が困難でありました。